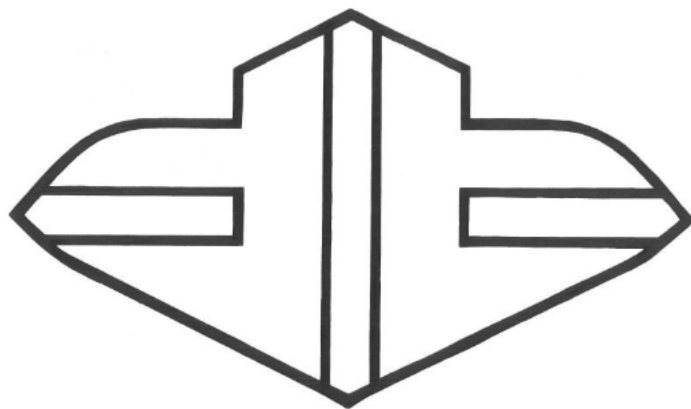


学校いじめ防止基本方針



令和 7 年度

長浜市立北郷里小学校

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

いじめについては、「いじめ対策防止推進法」で次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの構造からは、次のような3つの特徴がある。

ア. いじめはもともと見つけづらい特徴があり、事実認定が難しい。

イ. いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。

ウ. いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

(2)いじめの問題の克服に向けた基本的な考え方

上記の定義をふまえ、学校におけるいじめに対する基本的な姿勢として次の2点を明記する。

○いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題でもあるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。

○どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識をもつ。

いじめへの基本的な対応について次の5点を示す。

①いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める。

②子どもたちの普段の言動からSOSを読み取る。

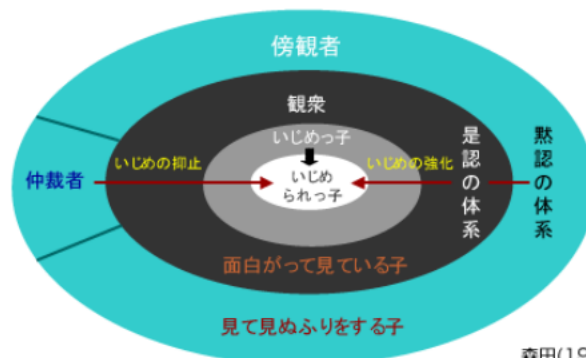
③迅速かつ組織的に対応する。

④加害者の適切な指導で再発を防ぐ。

⑤子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点が大切である。

本校においては、いじめに関わって次のような課題がある。

- ・一人ひとりの自己肯定感が低く、意欲的に学習に向かうことができない児童がいる。
- ・自分の思いを表現するのが苦手で自分の思いを正しく言葉で伝えることが難しい児童がいる。
- ・弱い立場や課題のある児童への励まし合いや支え合いが弱い。
- ・教職員がいじめを許さないという強い意志と、絶対見逃さない鋭い感性を磨く必要がある。
- ・地域ぐるみで児童を見守り、支え、高めていこうとする意識の向上や取組の継続が必要である。



森田(1986)

このような学校の実態をふまえ、いじめ防止のために次のような学校づくりを目指していく。

一人ひとりが大切にされる いじめのない学校

2. いじめの防止に向けて

(1)未然防止の取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。すべての児童の居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことが大切である。児童は、日々様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれているが、自覚や自信によってストレスも減っていく。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことが、未然防止の第一歩である。

そのために、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。その基礎となるのが教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図ることである。学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように努めなければならない。日々の学校生活を改善し、いじめの未然防止につなげるために次の5点を重点事項として取り組んでいく。

①成就感をもたせ意欲を育てる授業づくり

児童にストレスをもたらす要因には、周囲との関係づくりがうまくいかないこととともに、授業が理解できない、ついていけない、おもしろくないという不満が関係している。授業中に児童の不安や不満が高められていないかをチェックしなければならない。そのため、授業改善によってわかる授業やできた喜びが体感できる学びを作り出すことが、ストレスの減少につながるのである。

授業における規律づくりも、安心して学びの場をつくるために大切にしなければならない。チャイムが鳴ったら着席する、正しい姿勢で聞く、発表の仕方や聞き方を指導する等によって、学習に規律をつくることで基礎・基本が身につく学習への意欲が生まれる。

②児童一人ひとりの課題を明らかにし改善への手だてを講じる特別支援教育の充実

児童の状況を細かく観察すると、学校生活や学習に困難さを現している状況が多々見られる軽度の発達障害をはじめ、理解に時間がかかる児童、人間関係を苦手としている児童、思いを言葉でうまく表現できない児童など様々な援助ニーズを求めている。そのニーズに迅速・適切に対応することによって児童のストレスは軽減され人間関係の向上や学校生活への意欲へとつながっていく。そのためには、児童の見立てと手だてを的確に行い、組織として児童一人ひとりを支援していく体制が必要である。特別支援教育で培った指導態勢を、いじめの未然防止へと生かすことが大切である。

それとともに、深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」といった認識をもち、攻撃的な言動をとる児童や、周りで見えていたりはやし立てたりしている児童を教師が見て見ぬふりをすることによって、いじめがより増長される。教師の感性を磨き、一人ひとりの違いを認め合い、他者を理解しようとする心情を育成できるようにしなければならない。

③周囲との関係づくりと人とつながる喜びを味わう体験活動の重視

周囲との関係づくりがうまくいかない本校の児童にとって、関係づくりのための方策を身につ

けそれを生活に生かし、互いに関わり絆づくりを進め、人と関わることの喜びに気づいていくことは大切なことである。授業をはじめ学校生活の中で周囲とどう関わるのかを具体的に教え理解させ、行動に移せるように指導を続けていく必要がある。地域での人間関係にも目を向け、よりよい人間関係を重ねていくことによって、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成を図っていく。

知識や情報として人との関わり方を知っていたとしても、自分の気持ちや感情を抑えられない児童が少なくない。年齢に応じた社会性が身に付いていないことが大きく関係しており、社会体験や生活体験の場を設けることが必要である。体験を通して自分も認めてもらっている、自分も大切にされているという思いをもつことによって、他者を認めたり大切にしたりできる。

それとともに、児童のストレスへの対応に対しては、ストレスを生まない集団づくりを進めるとともに、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育み、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールできる取組を継続していく。

④居場所のある学級づくり

①～③を継続して取り組むことを通して、児童一人ひとりにとって、居場所のある学級づくりを目指す。学校生活の中でも最も多くの時間を過ごす学級での生活において、自分の居場所を感じられるかどうかということは大きい。教科では、学級活動や特別の教科道徳を軸に、一人ひとりが認められるような指導を行う。また、休み時間の人間関係を十分に観察したり、QU やいじめアンケートの定期的な実施と分析により、学校生活の改善を行う。

⑤全校的な体制で組織的に取り組むための年間計画の作成（別添 資料1）

「いじめ防止対策推進法」には、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織とともに、いじめの未然防止や早期発見、対処等の防止策に対応できる組織の設置が位置づけられている。そのため、生徒指導部会を発展させてその機能を生かし「いじめ問題対策委員会」（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・児童支援加配・当該学級担任・養護教諭等で構成）を設け、いじめ防止等の措置を実効的に行っていく。いじめ問題対策委員会が主となり全教職員に働きかけながら防止策を推進することが大切である。

いじめに関わる学びは、道徳の時間や学級活動など学級単位で指導が行われているが、各学級によって指導時期や内容が様々で全校的な取組となっていない。そのため、児童の間でいじめが起きやすい時期をおさえ（特に4月や9月などの学期始め）、発達段階に応じた系統的な指導ができるよう未然防止に向けた年間計画を作成していく。年間を通じて各学期に、社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童自らが気づく、学ぶ機会を設けていく。児童主体の活動の場をより多く設ける。また、異学年での交流の場も計画的に配置し、相手の立場を考える機会とするとともに、保育園・幼稚園や中学校との交流の場も年間計画に位置づける。

(2)早期発見のために

早期発見の基本は、①児童の些細な変化に気づく②気づいた情報を確実に共有する③情報に基づき速やかに対応することである。児童の変化に気づかずいじめを見逃したり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにすることは避けなければならない。そのため、次の3点を取組の柱とする。

①いじめの早期認知のための手だてを講じる

ア. 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、

全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。日常的な記録とともに、「早期発見チェックリスト」や校務支援システム「気づき」による点検を、月に1回程度行い、特に配慮を要する児童の記録を共有できるようにする。

イ、おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導部会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ、様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を十分に聞き、問題の早期対応にあたる。

エ、学校生活に関わるアンケートを年3回以上（各学期に1回以上）やQIアンケート（年2回）を行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめの早期発見、早期対応ができる学校づくりを目指す。

オ、北郷里チャレンジや人権週間の取組を通して、他者に思いやりをもって関わる実践的な態度を養う。

カ、重大事態となる可能性があるケースや長期欠席の中にいじめを背景とするものがないか十分にアセスメントを行う。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア、いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ、傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ、校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ、いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア、いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談機関との連携を図っていく。

3. いじめに対する措置

いじめやいじめが疑われる行為を発見した時は、「いじめ問題対策委員会」で情報を収集・整理し事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめ関係が把握されたら、次の資料に基づき速やかに対応する。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 「重大事態対応フロー図」 | (別添 資料2) |
| ② 「組織的な対応」 | (別添 資料3) |
| ③ 「被害児童への対応」 | (別添 資料4) |
| ④ 「加害児童への対応」 | (別添 資料5) |
| ⑤ 「周囲の児童への対応」 | (別添 資料6) |
| ⑥ 「早期発見チェックポイント」 | (別添 資料7) |

いじめ問題の解消の2つの要件とは、「①いじめ行為が止んでいること」、「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」をいじめ行為がやんでから3カ月を目安として、被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認することである。単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格と人間性の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動の実践にも配慮し、その後の経過も見守り続けなければならない。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果をあげることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、市教育委員会と連絡を取り、警察署と相談して対処する。特に、児童の生命や身体の安全、財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

また、ネット上のいじめに対しては、学校独自で対応することが困難と判断した場合は、市教育委員会と相談しながら対応を検討していく。必要に応じて法務局や警察署など外部の専門機関の援助を求める。それとともに、児童に情報モラルを身につけさせる指導を充実し、ネット上の不適切なサイトにアクセスしない、人を傷つける書き込みをしない、許さないといった安全安心なネット生活を送るための基盤づくりを図る。

令和7年度北郷里小学校いじめ未然防止・早期発見のための年間計画

別添資料1

	教員の動き	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	学級開き					
5月	職員会議 ・基本方針確認 発信	縦割り班活動開始 ↓ (年間通して)					
6月	授業研究 ・授業改善 ・学習規律	【アンケート調査】と教育相談					
7月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査確認	保護者懇談会					
8月	校内研修 ・1学期の振り返りと 2学期に向けて						
9月	授業研究 ・授業改善 ・学習規律	学期開き					
			福祉学習		うみのこ		
		運動会の取組 (縦割り班活動)					
10月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査確認				やまのこ		
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律	学校保健委員会					
11月		創立150周年記念式典					
		【アンケート調査】と教育相談					
12月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り	人権集会					
		保護者懇談会					
1月	授業研究 ・授業改善 ・学習規律	学期開き					
2月		一日入学					
		6年生を送る会					
3月	いじめ対策委員会 ・3学期の振り返り	卒業式・修了式					

いじめの疑いに関する情報

- 第 2 2 条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を長浜市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 長浜市教育委員会に重大事態の発生を報告(※長浜市教育委員会から長浜市長等に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

長浜市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

長浜市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

1：学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ いじめ対策防止推進法第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

2：調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

3：いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

4：調査結果を長浜市教育委員会に報告(※長浜市教育委員会から長浜市長に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5：調査結果を踏まえた必要な措置**長浜市教育委員会が調査主体の場合**

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ事態対応 具体的な対応

(1)いじめ事案発生を知ったとき (組織的な対応)

北郷里小学校

別添 資料3

アンテナ
を高く

日常の観察、アンケート調査、教育相談、児童や保護者
・地域からの報告等によるいじめ情報

迅速な対応

発見(受信)者→生徒指導主任→教頭→校長

いじめ発生の報告

・報告内容(いつ・どこで・誰が・どうした、どうされたか
・今までにとった処置・対応内容)

基本方針・対

応指導方法等

校内いじめ問題対策委員会

(校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当主任・養護教諭・児童支援加配等
いじめ問題に関する措置を実行的に行う関係者)

報告
情報共有

職員会議

- ①情報収集
- ②調査・分析・判断
- ③事実関係の把握・報告
- ④指導方針の決定
- ⑤指導・支援体制の決定

〈指導・支援内容〉

- ① 被害児童へのケアや支援
- ② 被害児童の保護者との連携
- ③ 加害児童へのケアや支援
- ④ 加害児童の保護者との連携
- ⑤ 学級・学年への指導
- ⑥ PTA・保護者との連携
- ⑦ 専門家や関係機関との連携

いじめの解消

暴力・恐喝等の犯罪行為があり、学校だけで解決が困難な事例

連絡・相談

支援

継続的見守り・支援

交番、長浜・木之本警察署等の関係機関

再発防止指導

被害児童への援助と指導

安心感を与える

- 信頼できる人（親しい友だちや教師・家族・地域の人等）と連携し被害児童に寄り添い支える体制をつくる
- 落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- 誠実な態度で接する
 - ・緊張感を解きほぐす
 - ・語りかけて心を開かせる

気持ちを 受け入れる

- 受容の姿勢
 - ・相手の話した内容を相手の気持ちになりながら要約して「～という気持ちなんだね」と繰り返しながら会話する
 - ・心の痛みを子どもの立場になって理解する

悩みを 十分聴く

- 共感的理解
 - ・非指示的対応
 - ・欠点の指摘は避ける
 - ・悩みの明確化

気持ちを 安定させる

- 自立再生への動機づけ
 - ・いじめた側の反省の気持ちを伝え、いじめに対する毅然とした態度を示す
 - ・自ら立ち直す動機づけを示唆する

良さ(個性)・ 持ち味の 引き出し

- 自己長所の助長
 - ・興味や趣味について自由に話させる
 - ・自己を見つめるきっかけを作ってやる

自信を持たせる

- 自信の確立
 - ・励ましにより自ら努力づけする
 - ・多少の失敗を温かく見守る

仲間づくりへの 援助

- 学級の雰囲気作り
 - ・信頼できる友を見つけ、楽しい充実した生活を感じさせる
 - ・自ら学級集団の中にとけ込む努力の援助に努める

加害児童への援助と指導

正確な事実の 確認

- 共感的受容的対応
 - ・いつ、どこで、誰が、誰に、何を
なぜ、どうしたか など
- いじめの背景の把握

指導の雰囲気 づくり

- 共有的体验化対応
 - ・緊張、警戒心をほぐす
 - ・言葉に耳を傾ける姿勢

反応に応じた 指導

- 積極的な反応
 - ・行動の背景にある原因の把握
 - ・不平、不満をじっくり聴く

反省を促す指導

- 毅然とした態度での対応
 - ・いじめは絶対許されない行為であり根絶しようとする態度
を行き渡らせる
 - ・人権の大切さに気づかせる指導
 - ・子どもが自ら反省する方向に導く

反省を深化 させる指導

- 作業を取り入れた指導
 - ・共に作業し考えさせる
 - ・自分自身を知り、相手の心の痛みをわからせる指導
- 自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むこ
とができるようにする

指導のまとめ

- 仲間づくりの形成
 - ・謝罪と和解の援助
 - ・皆と共に考えさせる指導
 - ・深い愛情を持った対応
- 心理的に孤立感疎外感を与えないよう指導計画を検討
- 被害児童を含め他の児童との関係の修復と集団の一員
として互いに尊重し認め合う人間関係の修復

傍観者(扇動・容認)への援助と指導

いじめの 状況把握

- いじめを許さない真摯な態度
 - ・いじめの認識の有無
 - ・いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の 可否の判断

- いじめ再燃への可能性の判断
 - ・被害者の孤立感の深まりがないか
 - ・本人への排斥がひどくないか
 - ・本人、保護者の学級担任への不信感が残っていないか

被害者を 最優先する指導

- いじめを解決する強い意志
 - ・被害者の気持ちをくみ取る指導
 - ・被害者、保護者に不安感を与えない指導
 - ・全体指導への被害者、保護者の理解

当事者として の意識化

- 毅然とした態度での対応
 - ・いじめの構造や心理の指導
 - ・傍観者の果たす役割
 - ・被害者の心情理解
 - ・許されないいじめへの怒り

継続的指導 のまとめ

- 親和的集団の育成
 - ・被害者、加害者を受け入れる雰囲気づくり
 - ・正しいことが認められる雰囲気づくり
 - ・悩みや困りごとが相互に出し合える学級、学年集団づくり
 - ・人の良さが認めあえる学校

わが校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

長浜市立北郷里小学校

めざす学校

**一人ひとりが大切にされる学級集団を目指して
～一人はみんなのために みんなは一人のために～**

子どものアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりをめざす
- ・学校行事、発表会を通しての仲間づくり
- ・互いに助け合い、高め合える集団づくり
- ・友だちのがんばり、よさを認め合える集団づくり
- 児童会活動によるいじめをなくす運動の推進
- ・あいさつ運動や生活向上運動への主体的な取組
- ・月間生活目標による全校的な取組への展開
- 異学年交流や保幼交流活動の充実

家庭や地域と連携したアクション

- ・家庭訪問の重視
- ・学校通信「臥龍」でのいじめ撲滅、よい言葉遣いなどの啓発
- ・北郷里タイム・北郷里チャレンジなどの取組の紹介
- ・地区懇談会での研修
- ・学校運営協議会による実態把握と改善に向けたアクション
- ・PTAあいさつ運動、パトロール、スクールガードによる声かけの輪を広げる
- ・個々の児童の生活状況と人間関係の把握
- ・教育集会所との連携

教職員のアクション

- いじめを許さない教育指導の推進
- ・いじめを絶対に許さない、一人ひとりを大切にする強い意志を伝える
- ・言語活動の充実(音読、ことば学習、読書、読み聞かせ)によるコミュニケーション力の向上
- ・特別支援教育の視野に立った学習指導の工夫
- 子どものSOSの早期発見
- ・登下校指導で、子どもの様子を見守る
- ・休み時間の巡視、遊びの見守り
- ・全教職員で一人ひとりの児童を見つめ、支える体制、情報交換
- 一人ひとりの学びを充実させるわかる授業づくり
- ・基礎・基本の内容や学びの力を身につけ学ぶ意欲を育てる授業の展開
- ・個々の課題を明らかにし適切に対応する特別支援教育の充実
- いじめの早期発見と早期対応に向けた取組
- ・定期的ないじめアンケートと教育相談
- ・疑いがある場合の教育相談

現状（課題）

- ・児童一人ひとりの自己肯定感が低く、自信が持てず、意欲的に学習に向かうことができない児童がいる。
- ・自分の思いを正しく言葉で表現するのが難しい児童がいる。
- ・弱い立場や課題のある児童への励ましや支え合いが弱い。
- ・教職員がいじめを見逃さない鋭い感性を磨く必要がある。
- ・地域ぐるみで地域の子どもを見守り、支え、高めていこうとする力を持つてもらえるようにする。

いじめ早期発見のチェックリスト ～定期的にふりかえりましょう～

表情・態度	
1	笑顔がなく、沈んでいる様子である。
2	視線をそらし、目を合わそうとしない。
3	感情の起伏が激しい。
4	ぼんやりとしていることが多い。
5	わざとらしくはしゃいでいることがある。
6	周りの様子を気にし、びくびくとしているときがある。
7	一人ぼっちのときが多い。
身体・服装	
1	体に原因が不明の傷あとがある。
2	寝不足等で顔がむくんでいる様子である。
3	衣服が乱れている。（シャツやズボンの汚れ・破れ／ボタンが取れていたり、ポケットが破れたりしている）
4	服に靴の跡がついている。
5	けがの原因を曖昧にする。
6	登校時に、体の不調を訴える。
持ち物・金銭	
1	かばんや筆箱等が隠されたり、ノートや教科書に落書きをされたりする。
2	机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
3	靴や上靴が隠されたり、いたずらされたりする。
4	作品や掲示物にいたずらされる。
言葉・言動	
1	他の児童から言葉がけをされていない。
2	登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
3	職員室や保健室の付近でうろうろしている。
4	すぐに保健室に行きたがる。
5	いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
6	教室にいつも遅れて入ってくる。
7	いつも人の嫌がる仕事をしている。
8	家から金品を持ち出す。
遊び・友人関係	
1	いつも遊びの中に入れない。
2	笑われたり冷やかされたりする。
3	特定のグループと常に行動を共にする。
4	よくけんかが起こる。
5	友達から不快に思う呼び方をされている。
6	グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
7	遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
8	付き合い友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
9	他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
その他	
1	教師と関わろうとしない、避けようとする。
2	不安げに携帯電話をいじったり、SNSの着信等をチェックしたりしている。